

あなたがつくる ハラスメントのない あかるい社会



ハラスメントのない職場づくりを進めましょう！

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がったり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施しています。

あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団



ポータルサイト「あかるい職場応援団」では、ハラスメントの基本情報から、動画で学ぶハラスメント、裁判例の紹介、企業の取組事例など、ハラスメント問題に対応するために知っておきたい情報が満載です。

また、サイト内の「動画で学ぶハラスメント」では、実際のハラスメントの現場を再現し、さまざまな場面のハラスメントの状況等を学ぶことができますので、社内のハラスメント防止研修等にもご活用ください。

NOハラスメント



職場におけるハラスメント対策については、
愛媛労働局 雇用環境・均等室へお問合せください。

電話 089 (935) 5222

